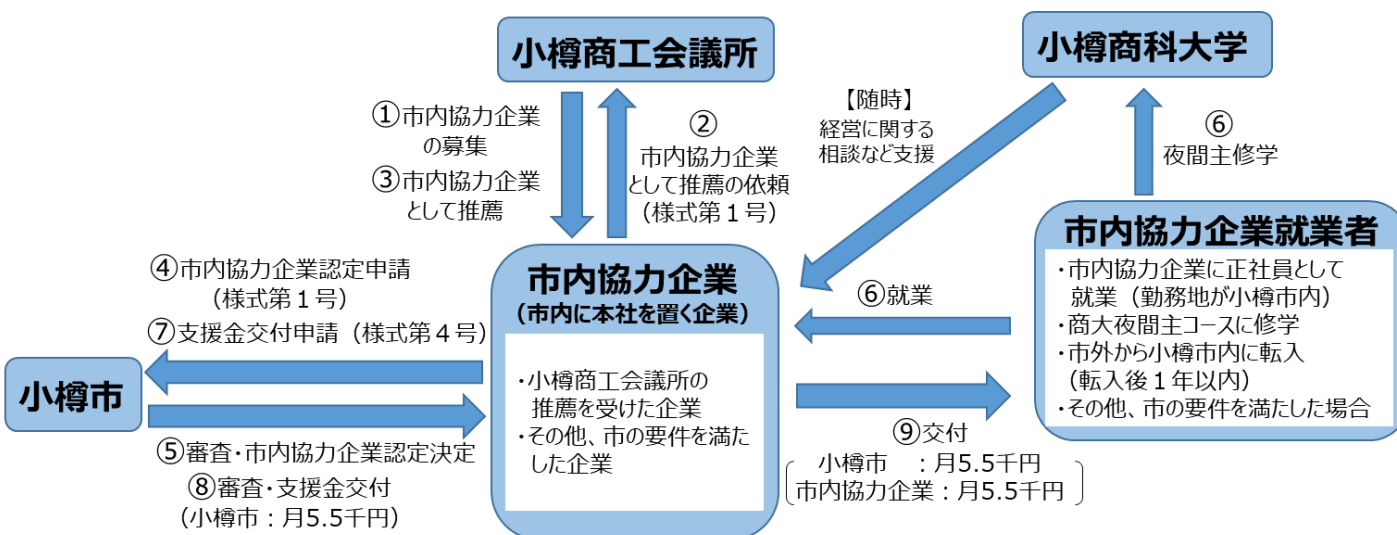


# 小樽市企業人材確保育成支援金のお知らせ

- 要件を満たす市内協力企業を対象に支援金を交付し、当該企業の人材確保・人材育成を支援します。
- 支援金は、当該企業より、要件を満たす就業者（市内協力企業就業者）に交付いただきますようお願いします。

## 支援金交付の流れ



- 支援金の交付申請にあたっては、**1**市内協力企業に認定されることが必要です。
- また、**2**交付対象要件を満たす方が就業する市内協力企業が対象です。

## 1 市内協力企業認定対象要件

### ● 次の全ての要件を満たす企業

- ①小樽商工会議所の推薦を受けた企業
- ②市の要件を満たす企業（市税を滞納していないこと 等）

※詳細は小樽市企業人材確保育成支援金交付要綱をご確認ください

## 2 支援金交付対象要件

### ● 次の全ての要件を満たす方が就業する市内協力企業

- ①勤務地が小樽市内であり、正社員として就業していること
- ②市内協力企業に、支援金の交付申請日から5年以上継続して就業する意思があること
- ③小樽商科大学夜間主コースに修学していること
- ④支援金の交付申請時において、小樽市に転入後1年以上以内であること
- ⑤小樽市に、支援金の交付申請日から5年以上継続して居住する意思があること
- ⑥市の要件を満たすこと（市税を滞納していないこと 等）

※詳細は小樽市企業人材確保育成支援金交付要綱をご確認ください。

## 交付額

**交付対象要件（表面2参照）を満たす就業者1名につき月額5,500円**  
※年度単位で、要件を満たす月数分を、各年度末の翌月末までに一括交付します。

※交付期間は、交付申請月から要件を満たす期間とし、48か月を限度とします。  
ただし、就業者が小樽商科大学夜間主コースの修学時に留年又は休学により進級出来なかった場合、当該年度の月数分は、交付期間に含みません。

## 申請関係書類

【交付の申請にあたっては、「小樽市企業人材確保育成支援金交付要綱」をご一読ください】

### ●市内協力企業認定申請関係

- ① 小樽市企業人材確保育成支援事業市内協力企業認定申請書（様式第1号）  
※予め、小樽商工会議所から市内協力企業の推薦を受ける必要があります。
  - ② 市税に滞納がないことの証明書
- ※ その他、必要に応じて市が求める書類

### ●支援金交付申請関係

- ① 小樽市企業人材確保育成支援金交付申請書（様式第4号）  
以下は、市内協力企業就業者に関する書類です
  - ② 本人確認書類（免許証、マイナンバーカードの写し など）
  - ③ 市内協力企業に正社員として就業し、小樽市内に勤務していることを確認できる書類
  - ④ 小樽商科大学夜間主コースに修学していることを確認できる書類（在学証明書）
  - ⑤ 小樽市に転入する前（転入元）の住民票の除票の写し  
（転入元での在住地、在住期間を確認できる書類）
  - ⑥ 小樽市に転入後の住民票の写し（小樽市への転入日が確認できる書類）
  - ⑦ 市税に滞納がないことの証明書
- ※ その他、必要に応じて市が求める書類

申請書  
様式は  
こちらから！



小樽市 HP

<https://www.city.otaru.lg.jp/docs/2026031700038/>

申請書（様式第1号、4号）  
提出・問合せ先

〒047-8660

小樽市花園2丁目12番1号

小樽市総合政策部官民連携室

☎0134-32-4111（内線524）

（平日 9:00～17:20）

✉project@city.otaru.lg.jp

市内協力企業の推薦依頼  
（様式第1号）提出・問合せ先

〒047-8520

小樽市稲穂2丁目22番1号 小樽経済センター

小樽商工会議所

☎0134-22-1177

（平日 9:00～17:00）

✉otaru@otarucci.jp

推薦要件はこちら

